

令和 5 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 5 年 6 月 2 3 日 提出

目

次

議案第 6 5 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 4 号) -----	5
議案第 6 6 号	茅ヶ崎公園駐車場条例 -----	1 9
議案第 6 7 号	茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する 条例 -----	2 2
議案第 6 8 号	茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正す る条例 -----	2 3
報告第 1 6 号	専決処分の報告について -----	2 5
報告第 1 7 号	専決処分の報告について -----	2 6

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,722,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		1,088,975	17,575	1,106,550
	1 繰越金	1,088,975	17,575	1,106,550
22 市債		3,757,000	6,000	3,763,000
	1 市債	3,757,000	6,000	3,763,000
歳 入 合 計		81,698,859	23,575	81,722,434

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,404,061	15,477	9,419,538
	1 総務管理費	7,436,859	15,477	7,452,336
4 衛生費		9,742,462	7,913	9,750,375
	2 清掃費	4,217,115	7,913	4,225,028
10 教育費		6,507,331	185	6,507,516
	1 教育総務費	1,060,298	185	1,060,483
歳 出 合 計		81,698,859	23,575	81,722,434

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	278
4 衛生費	2 清掃費	収集車等購入経費	52,995

第 3 表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
収 集 車 等 購 入 事 業	33,500	39,500
計	3,757,000	3,763,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	1,088,975	17,575	1,106,550
22 市債	3,757,000	6,000	3,763,000
歳入合計	81,698,859	23,575	81,722,434

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,404,061	15,477	9,419,538
4 衛生費	9,742,462	7,913	9,750,375
10 教育費	6,507,331	185	6,507,516
歳 出 合 計	81,698,859	23,575	81,722,434

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
0	0	0	15,477
0	6,000	0	1,913
0	0	0	185
0	6,000	0	17,575

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	1,088,975	17,575	1,106,550
1 繰越金	1,088,975	17,575	1,106,550
1 繰越金	1,088,975	17,575	1,106,550
22 市債	3,757,000	6,000	3,763,000
1 市債	3,757,000	6,000	3,763,000
3 衛生債	58,500	6,000	64,500
歳 入 合 計	81,698,859	23,575	81,722,434

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	17,575	1 前年度繰越金	17,575
2 清掃債	6,000	1 収集車等購入事業債	6,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,404,061	15,477	9,419,538		
1 総務管理費	7,436,859	15,477	7,452,336		
3 広報広聴費	188,842	980	189,822	一般財源	980
6 財産管理費	717,887	362	718,249	一般財源	362
14 スポーツ振興費	1,014,340	14,135	1,028,475	一般財源	14,135
4 衛生費	9,742,462	7,913	9,750,375		
2 清掃費	4,217,115	7,913	4,225,028		
2 じんかい処理費	2,264,563	7,913	2,272,476	地方債	6,000
				一般財源	1,913
10 教育費	6,507,331	185	6,507,516		
1 教育総務費	1,060,298	185	1,060,483		
2 事務局費	1,054,238	185	1,054,423	一般財源	185
歳 出 合 計	81,698,859	23,575	81,722,434		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
20 扶助費	980	20 広聴活動事業費	980
11 需用費	362	30 車両管理経費	362
6 修繕料	362		
15 工事請負費	14,135	50 体育館管理運営経費 1 体育館管理運営経費	14,135 14,135
18 備品購入費	7,913	20 収集運搬経費 2 収集車等購入経費	7,913 7,913
11 需用費	185	20 事務局管理経費	185
6 修繕料	185		

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	36,021,055	4,078,600	6,000	4,084,600	36,954,768	36,960,768
(3) 衛生	2,894,725	58,500	6,000	64,500	2,633,153	2,639,153
合 計	61,542,545	4,668,600	6,000	4,674,600	60,600,351	60,606,351

茅ヶ崎公園駐車場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、茅ヶ崎市都市公園条例（昭和 5 9 年茅ヶ崎市条例第 4 号）に定めるもののほか、茅ヶ崎公園の駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の管理)

第 2 条 駐車場の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に駐車場に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画による駐車場の管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、駐車場の適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(供用日等)

第 6 条 駐車場の供用日は 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとし、供用時間は午前 0 時から午後 1 2 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承

認を受けて、臨時に供用日又は供用時間を変更することができる。

(入出場時間)

第7条 駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間(次項において「入出場時間」という。)は、午前5時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に入出場時間を変更することができる。

(駐車することができる車両)

第8条 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する準中型自動車(車両総重量が5,000キログラム未満のもの及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。)及び普通自動車とする。

(利用料金)

第9条 駐車場に車両を駐車させる者(駐車時間が1時間以内の者を除く。)は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 駐車場に車両を駐車させる者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限等)

第13条 指定管理者は、駐車する車両が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒み、又は出場を命ずることができる。

(1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品その他危険物を積載していると認められるとき。

(2) 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 駐車場の指定管理者の指定その他指定管理者による駐車場の管理のために必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

単位	金額
1台1回	1時間を超える部分につき、1時間当たり300円。ただし、1日につき900円（休日にあつては、1,200円）を上限とする。

- 備考
- 1 「1日」とは、午前0時から午後12時までをいう。
 - 2 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - 3 5月から10月までの間にあつては、「300円」とあるのは「400円」と、「900円（休日にあつては、1,200円）」とあるのは「1,200円（休日にあつては、1,600円）」と読み替えるものとする。

令和5年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎公園の駐車場について、これを有料化し、受益者負担の適正化を図るとともに、その管理を指定管理者に行わせるため提案する。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市駐車場条例（昭和 57 年茅ヶ崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条の見出しを「(供用時間及び入出場時間)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

茅ヶ崎第 2 駐車場、茅ヶ崎第 3 駐車場及び茅ヶ崎第 4 駐車場の供用時間及び入出場時間（駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間をいう。以下この条において同じ。）は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

第 8 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「供用時間」の次に「及び入出場時間」を加え、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 東海岸南自動車駐車場の供用時間及び入出場時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（7 月及び 8 月にあっては、午前 7 時から午後 6 時まで）とする。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 2 項第 2 号中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 10 条とし、第 12 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同表中「夏期」を「7 月及び 8 月」に改め、同表備考 1 を削り、同表備考 2 を同表備考とし、同表を別表第 2 とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 23 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎第 2 駐車場等の入出場時間を拡大することにより、利用者の利便性の向上を図るため提案する。

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市都市公園条例(昭和59年茅ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。
 第7条第2項中「平成30年茅ヶ崎市条例第37号)」の次に「、茅ヶ崎公園駐車場条例
 (令和5年茅ヶ崎市条例第 号)」を加える。

第25条の7第1項中「であって、」を「のうち」に改め、「までの者」の次に「及び柳
 島しおさい公園の駐車場に車両を駐車させる者のうち駐車時間が1時間以内の者」を加え
 る。

別表第2茅ヶ崎公園の項中「体験学習施設」を「体験学習施設 駐車場」に改める。

別表第8中

2時間ま で	無料
2時間を 超えた場 合	60分までごとに2 00円。ただし、9 10円を上限とす る。

を

1時間を超える部分につき、6
0分までごとに200円。ただ
し、910円を上限とする。

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年6月23日提出

提案理由

本案は、茅ヶ崎公園の駐車場の有料化に伴い所要の規定を整備するとともに、柳島しおさい公園の駐車場の無料時間を短縮するため提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年6月12日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金321,200円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和5年4月17日午前9時45分頃、赤羽根1号公園において、公園緑地課職員がヒノキの剪定作業をしたところ、切断した枝が落下した際に相手方のフェンスに接触し、損傷を与えたため、これに対する修繕費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年6月12日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月23日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金76,252円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和5年4月21日午前9時50分頃、西久保581番地先において、道路管理課職員が運転する道路維持作業用自動車は道路の砂利入れ作業中に後退したところ、相手方のフェンスに接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。